様式第１号（第５条関係）

※市記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 | 　　　―　　 |

　　年　　月　　日

広　島　市　長

（申請者）　住　所　〒

氏　名

（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

電話番号

広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書

　広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。なお、申請にあたっては、広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第３条第２項第２号に該当しないことを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 引取完了予定日　　　　　 | 　　年　　月　　日 |
| 車名 | 　 |
| 車両番号 |  |
| 車台番号 | 　 |
| 車両区分（車両の長さ）※ | ①３ｍ～４ｍ未満　②４ｍ～５ｍ未満　③５ｍ～６ｍ未満　　④６ｍ～７ｍ未満　⑤７ｍ～８ｍ未満　⑥その他（　　　ｍ） | 　 |
| 輸送費の内訳 | 補助対象経費（Ａ）　（フェリー代） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助率 | 　　　　　　　　　　　　　　　８　割 |
| 補助金申請額（(Ａ)×補助率）（100円未満切捨）　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 添付書類1．車検証の写し等対象車両であることを証する書類2．複数車両のときは、個別明細書（様式第１号の２）3. その他市長が必要と認めるもの |

　　※車両の長さは、車検証でご確認ください。

（参考）広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

第５条　申請者は、あらかじめ広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

（１）車検証の写し等対象車両であることを証する書類

（２）複数車両のときは、個別明細書（様式第１号の２）

（３）その他市長が必要と認めるもの

第３条　補助金は、使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃（以下「海上輸送経費」という。）を負担した者に対して交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

（１）海上輸送日と引取証明書の引取日との間に７日間以上の期間がある場合。

（２）補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、次に掲げるものである場合。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現におこなわれている者

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者